

## 名古屋山歩きサークル「さんぽ」 会則

### 1. 総 則

#### (1)名 称

- ・ 本サークルは名古屋山歩きサークル「さんぽ」(以下, 「さんぽ」という)と称します.
- ・ 正式表記(日本語, 英語)は以下の通りです.

日本語: 名古屋山歩きサークル「さんぽ」

英語: “Nagoya Yama aruki Circle SAMPO”

#### (2)創 立

- ・ 「さんぽ」は2002年(平成14年)5月3日より, 活動を開始しました.

#### (3)目 的

- ・ 「さんぽ」の主目的は, 名古屋近郊の低山を中心に, 日帰りで山歩きをすることです.
- ・ 皆で楽しく, 安全な山歩きを行うことをモットーにしています.

### 2. 会 員

#### (1)会員資格

- ・ 名古屋周辺の大学生, 大学院生をはじめ, 山歩きを楽しみたい人であれば, 誰でも「さんぽ」の会員になることができます.
- ・ 入会要件や手続き等は(4)で説明します.

#### (2)会員の権利

- ・ 「さんぽ」の会員は, すべての行事に自由に参加することができます.
- ・ 山歩きなどの企画を自由に立てることができます(自主企画).
- ・ ホームページの会員専用コンテンツを閲覧することができます.
- ・ 山歩き, 会計その他の記録を閲覧することができます.
- ・ 「さんぽ」のメーリングリストを使用することができます.

#### (3)会員の義務

- ・ 「さんぽ」の会員は, この会則を守ることを義務とします.

#### (4)入 会

- ・ 「さんぽ」に入会するためには, 1回以上「さんぽ」の山歩きに参加している必要があります. 入会するかどうかは, 山歩きに参加した上で判断してもらいます.
- ・ 入会手続きとしては, 入会届・誓約書に必要事項を記入して部長に提出することと, 当年度分の会費を会計に納入することを行います.
- ・ 手続きが完了し次第, メーリングリストへの登録, 及びホームページの会員専用コンテンツのパスワードを発行します.
- ・ 保険についてはサークルとしては加入を強制しません. 必要に応じて個人で加入してください.

#### (5) 継続

- ・ 新年度も「さんぽ」の会員を継続する場合には、継続手続きを行う必要があります。
- ・ 継続手続きとしては、継続届・誓約書に必要事項を記入して部長に提出することと、新年度分の会費を会計に納入することを行います。
- ・ 各年度の5月末を以って、継続費を支払わない人を強制的に退会させます。
- ・ 退会しない限り、会員が遭難した際の捜索・救助費用を分担する必要があります。
- ・ 継続費は振り込みを認め、継続届・誓約書は郵送することも可能とします。

#### (6) 退会

- ・ 「さんぽ」から退会するときには、部長にその旨を申し出るものとします。申し出のあった場合、メーリングリストからアドレスを削除し、退会とします。
- ・ 以下の場合についても、「さんぽ」から退会したものとみなします。

1) 当人の意思でメーリングリストから脱退したとき。

2) 5月末までに継続届の提出がないとき。

但し2)の場合には、一度意思確認を行うものとし、継続の意思がある場合には期限の猶予を与えます。猶予期間を過ぎても継続届の提出なき場合には、退会処理を行います。

- ・ 退会は自由とします。但し会費等の返納は行いません。
- ・ 退会后、再入会をすることも可能です。

この場合、退会した年度分の会費が納入されていれば、再納入の必要はありません。

#### (7) OB会員

・ 「さんぽ」在籍中に学部卒業、大学院修了等によって退会(この場合は「卒業」として扱う)

した会員を、「さんぽ」のOBとします。

- ・ 卒業まで在籍せず、途中で退会した者でも、希望があればOBとすることができます。
- ・ OBも「さんぽ」の行事に自由に参加することができます。

#### (8) 会員への連絡手段

・ 会員への情報連絡手段として、ホームページ及びメーリングリストを作成しています。使用方法については別途定めるものとします。

- ・ 必要な連絡はメーリングリストを用いて行います。

そのため、会員は必ずメーリングリストにアドレスを登録するものとします。

#### (9) 個人情報の管理と保護

・ 入会届、継続届等によって集められた会員の個人情報は、部長が管理するものとします。

- ・ 会員及びOBの個人情報を「さんぽ」の活動以外で使用することは一切認めません。

### 3. 活動

#### 3.1 活動の区分

##### (1)活動の区分

- ・ 「さんぽ」の活動には、サークルとして行事の立案、運営等を行う公式行事と、会員によって行事が自由に企画される自主企画があります。
- ・ どちらの行事であっても会員の参加は自由とします。

#### 3.2 公式行事

##### (1)公式行事の内容

- ・ 「さんぽ」の公式行事には、以下のようなものがあります。

普段の活動：定例山歩き，例会，茶話会。

季節行事：合宿(夏合宿，プレ/ポスト夏合宿，春合宿)及び関連行事，

新歓(春，秋)関連行事，名大祭出店関連行事，忘年会，追い出しコンパ。

##### (2)定例山歩き

・ 定例の山歩きは基本的に毎月第3日曜日に行いますが、山係の判断によりその前後の土曜日に行くことも可能です。

・ 合宿等の実施によって定例の山歩きを行わない月もあります。また日程を変更することもあります。このような場合には必ず例会での承認を必要とします。

- ・ 山歩きの計画立案等は山係が行います。

山係の仕事内容は、別途山係マニュアルによって定めます。

- ・ 山歩きの参加者の中からリーダー(CL)及びサブリーダー(SL)を選出します。
- ・ 山歩きに参加しない会員の中から、留守係を選出します。
- ・ 山歩き参加者(CL，SLを含む)のルールや注意事項等は、別途示します。

また、留守係の仕事内容も、別途定めます。

##### (3)例会

- ・ 例会は毎週月曜日の18時から、名古屋大学全学教育棟S16番教室にて行います。

(場合により変更することもあります。)

・ 例会では、活動や運営などについての議論を行います。また山歩き等の行事の説明や反省、及び山に関する知識を得るための勉強会等を行う場とします。

- ・ 例会は欠席しても構いませんが、その際の決定事項には従うものとします。

決定事項はメーリングリスト及び議事録掲示板で確認します。

- ・ 例会の議事進行は部長が行います。

・ 例会の場所確保、開催予告連絡、及びメーリングリストと議事録掲示板による議事内容の連絡や記録は副部長が行います。

##### (4)茶話会

- ・ 茶話会は毎週水曜日の12時から、名古屋大学全学教育棟S16番教室にて行います。
- ・ 茶話会は自由参加です。会員の交流を主な目的としています。

## (5)季節行事

- ・ 例会において実施の可否確認，及び内容を決定します。
- ・ 合宿については幹事を決め，幹事を中心に計画の立案等を行います。
- ・ その他の行事についても各係，幹事等を選出し，その者が計画の立案等を行います。

## 3.3 自主企画

### (1)自主企画の開催

- ・ 公式行事以外でも，自主企画として会員は自由に企画を立案することができます。
- ・ 自主企画は企画した会員が責任をもって開催するものとします。
- ・ 自主企画も「さんぽ」の活動としている以上，「さんぽ」も監督責任を負うものとします。

そのため，「さんぽ」は以下の3点を守っているもののみ自主企画として認めます。

- 1)メーリングリストを用いて会員全員に連絡をし，また文中に自主企画と明記すること。
  - 2)企画内容が常識の範囲を逸脱していないこと。
  - 3)(山歩きの場合のみ)計画書の提出及び留守係の設置。
    - ・ 企画内容が山歩きかどうかは，企画者が判断するものとします。
- 山歩きとする場合の注意事項等は，別途示します。

## 4. 役員および係

### 4.1 役員・係

#### (1)役員

- ・ 「さんぽ」では運営役員として，以下の役職を置きます。

部長

副部長

会計

- ・ 定員は各役職1名ずつです。
  - ・ 役員の任期は1月から翌年の12月末までとします。
  - ・ 部長は当該年度における学部3年生の会員が，副部長及び会計は学部2年生の会員が務めることを原則とします(4.2節も参照)。
  - ・ 部長の選出は選挙によって行います。役員選挙については4.2節にて規定します。
  - ・ 部長以外の役員の選出は，1つの役職につき複数人の希望者がいる場合にのみ役員選挙によって行います。役員選挙については4.2節にて規定します。
- 希望者が1名の場合は，例会の承認を持って選出するものとします。
- ・ 同一役職の続投は原則認めません。
  - ・ 役員が任期途中で退任を申し出た場合には，例会での承認を必要とします。
- 退任が認められた場合，速やかに代行役員を選出するものとします。

## (2)通年の係

- ・「さんぽ」では通年の係として、以下のような係を置きます。

新歓係(春, 秋)

名大祭係

記録係

備品係

ホームページ係

- ・ 定員は各係1名ずつとしますが、場合により増員も可能とします。
- ・ 係の任期は、年度を目途としますが、途中交代等も認めます。
- ・ 係の選出は例会での承認をもって行います。
- ・ 役員と係の兼任、及び複数の係の兼任、また係の続投は認めます。

## 4.2 役員選挙

### (1)役員選挙の目的

- ・ 役員を選出は、公正を期するため選挙によって行います。

### (2)実施時期

- ・ 役員選挙は前年度の後期定期試験期間開始前に実施します。

### (3)選挙管理人

- ・ 原則として選挙を行う年度をもって卒業する会員が務めます。
- ・ 適任者がいない場合には、例会での承認をもって他の会員が務めるものとします。
- ・ 選挙管理人も投票権を有します。

### (4)立候補資格

- ・ 立候補者の資格については、以下の通りです。

部 長：次年度(該当年度)に学部3年生となる会員。

副部長・会 計：次年度(該当年度)に学部2年生となる会員。

- ・ 但し、立候補資格を有する会員が少ない場合には、例会での承認を経て特例を認めるものとします。

### (5)有権者

- ・ 投票権は会費を納入した会員全員(選挙管理人及び立候補者を含みます)にあります。

### (6)立候補の方法及び所信表明

- ・ 立候補するときには、定められた期間中に選挙管理人に対して届け出をします。
- ・ 立候補者は所信表明文を選挙管理人に提出します。また所信表明演説及び質疑応答の時間を設けます。

### (7)推薦制度

- ・ 最初に定められた立候補期間を2週間延長しても立候補者がいない場合、学部3年生以上のものが適任者を推薦することができます。

## (8)投票方法

- ・ 所定の時間内に投票を行います。
- ・ 投票日に都合が悪い有権者のために、不在者投票期間を設けます。

## (9)選挙の方法

- ・ 立候補者が2名以上の場合には、その役職にふさわしいと思われる人物に投票します。獲得票数が最も多い者を当選とします。
- ・ 立候補者が1名の場合には信任投票とします。有効投票総数の3分の2以上の信任をもって当選とします。信任が得られなかった場合には再選挙を行います。

## (10)開票と結果の発表

- ・ 開票作業及び結果の発表は当日中に選挙管理人が行います。

## 5. 会 計

### (1)共同経費

・ 「さんぼ」を運営するにあたり必要となる経費は、会費及びその他の収入によって賄います。上記の経費(共同経費)には、活動を行う上で会員が共同で負担すべきもの(新歓・名大祭・追出し関連費用、例会資料印刷費用、共同装備購入費用、レンタルサーバ維持費用等)が該当します。

- ・ 経費及び「さんぼ」の口座の管理は会計が行います。
- ・ 会計年度は会計の任期と同様に、3月1日から翌年の2月末日までとします。
- ・ 会計報告は会計年度末に必ず行うものとします。

また、年度途中で中間報告を必要に応じて行えるものとします。

・ 共同経費により物品等を購入した会員は、速やかに会計に報告しなければなりません。なお、原則実費で支払いを行うものとしますが、不明瞭なものについては一般的な値段で支払いを行うものとします。

例として、印刷費用は1枚あたり10円を目途に支払うものとします。

### (2)会 費

- ・ 会費は年間1,500円とします。

年度途中に入会した場合でも同一とします。

ただし、年度末に近い場合は、例会の承認を持って会費を免除することもできます。

- ・ 会費は入会届、継続届の提出とともに会計に速やかに納入してください。

会計が定めた期間内に納入なき場合には、退会処理を行うことがあります。

### (3)個人経費

・ 「さんぼ」の活動に参加する上で必要となる経費、怪我をした場合の治療費は原則個人の負担とします。上記の経費(個人経費)には、活動に参加する上で会員が個人毎に負担すべきもの(交通費、個人装備購入費用、食事、飲み会等の費用)が該当します。

- ・ 但し公式行事のうち、以下のような場合は例外として費用分担を規定します。
  - 1) 「新歓」と称する飲み会等においては、初めての参加者(入会前の場合も含みます)は1,000円を支払うものとし、残りの金額を他の参加者で負担するものとします。
  - 2) 「追い出し」と称する飲み会等においては、卒業(修了)する参加者は無料とし、全金額を他の参加者で負担するものとします。
- 上記の1), 2)は1次会にのみ適用します。2次会以降は原則参加者全員の負担とします。
- 3) 会員が遭難した際の捜索・救助費用は原則として会員全員で分担します。ただし公式行事の場合に限ります。

## 6. 附 則

### (1)会則の変更

- ・ この会則は例会での審議、承認を経て、いつでも変更することができます。

### (2)会則の見直し

- ・ この会則は年に1度、年度末に変更必要箇所がないかどうか見直しを行うものとします。

### (3)実 効

- ・ この会則は2007(平成19)年3月26日の例会での承認を経て、直ちに実効します。

### (4)変更履歴

- ・ 2002(平成14)年5月22日 策定。
- ・ 2003(平成15)年5月28日 一部改訂。
- ・ 2003(平成15)年10月30日 一部改訂。
- ・ 2004(平成16)年3月26日 年度末見直し、一部改訂。
- ・ 2004(平成16)年5月9日 一部改訂。
- ・ 2005(平成17)年2月16日 年度末見直し、一部改訂。
- ・ 2007(平成19)年3月26日 年度末見直し、全面改訂。
- ・ 2009(平成21)年12月7日 一部改訂。変更箇所は(5)を参照のこと。
- ・ 2011(平成23)年1月15日 一部改訂。変更箇所は(6)を参照のこと。
- ・ 2012(平成24)年12月5日 一部改訂。変更箇所は(7)を参照のこと。

(5)2009年12月7日での変更箇所

- ・ 3.1(2) 定例の山歩きは、毎月第3日曜日に行います。

→ 定例の山歩きは、原則として毎月第3日曜日に行います。

- ・ 3.2(3) 例会は毎週月曜日の18時から、名古屋大学全学教育棟22番教室にて行います。

→ 例会は毎週月曜日の18時から、名古屋大学全学教育棟S16番教室にて行います。

- ・ 3.2(4) 茶話会は毎週水曜日の12時から、名古屋大学全学教育棟22番教室にて行います。

→ 茶話会は毎週水曜日の12時から、名古屋大学全学教育棟S16番教室にて行います。

- ・ 4.1(1) 役員の選出は選挙によって行います。役員選挙については4.2節にて規定します。

→

- ・ 部長の選出は選挙によって行います。役員選挙については4.2節にて規定します。
- ・ 部長以外の役員の選出は、1つの役職につき複数人の希望者がいる場合にのみ役員選挙によって行います。役員選挙については4.2節にて規定します。希望者が1名の場合は、例会の承認を持って選出するものとします。

- ・ 4.2(3) 3月をもって卒業する学部4年生が務めます。

→ 原則として選挙を行う年度をもって卒業する会員が務めます。

- ・ 5(2)

- ・ 会費は年間1,500円とします。

年度途中に入会した場合でも同一とします。

→

- ・ 会費は年間1,500円とします。

年度途中に入会した場合でも同一とします。

ただし、年度末に近い場合は、例会の承認を持って会費を免除することもできます。

(6)2011年1月15日での変更箇所

- ・ 4.1(1) 役員の任期は3月1日から翌年の2月末日までとします。

→ ・ 1月から12月末まで(2010年度は3月～12月末)に変更

- ・ 4.2 役員選挙 (7)推薦制度

→ ・ 最初に定められた立候補期間を2週間延長しても立候補者がいない場合、学部3年生以上のものが適任者を推薦することができます。



(7)2012年12月5日での変更箇所

・2. 会員

(4)入会「保険についてはサークルとしては加入を強制しません。必要に応じて個人で加入してください」の項目を追加しました。

(5)継続「各年度の5月末を以って、継続費を支払わない人を強制的に退会させます」、  
「退会しない限り、会員が遭難した際の捜索・救助費用を分担する必要があります」、  
「継続費は振り込みを認め、継続届・誓約書は郵送することも可能とします」の3項目を追加しました。

(6)退会 2)提出期限までに継続届の提出がないとき。

→5月末までに継続届の提出がないとき。

・3.2 公式行事 (2)定例山歩き

・定例の山歩きは、原則として毎月第3日曜日に行います。

→定例の山歩きは基本的に毎月第3日曜日に行いますが、山係の判断によりその前後の土曜日に行うことも可能です。

・5. 会計 (3)個人経費

・「さんぼ」の活動に参加する上で必要となる経費は、原則個人の負担とします。

→「さんぼ」の活動に参加する上で必要となる経費、怪我をした場合の治療費は原則個人の負担とします。

また「但し公式行事のうち、以下のような場合は例外として費用分担を規定します」に

「3) 会員が遭難した際の捜索・救助費用は原則として会員全員で分担します。ただし公式行事の場合に限ります」を追加しました。

以上。